

栗国島パークゴルフ場
指定管理業務の仕様書

栗国村

栗国島パークゴルフ場の指定管理業務の仕様書

栗国島パークゴルフ場の指定管理者が行う業務の範囲等は、関係法令等によるほか、この仕様書によるものとする。

1 趣旨

本仕様書は、栗国島パークゴルフ場の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 栗国島パークゴルフ場の管理運営に関する基本的な考え方

(1) この施設の性格

栗国島パークゴルフ場は、村民の福祉向上、健康の維持増進及びスポーツの振興とふれあい交流の促進を図り栗国村の観光に寄与するため栗国島パークゴルフ場を設置する。

(2) 運営の方針

上記の性格を念頭に、次に掲げる項目に沿って施設の運営を行うこと。

- ア 栗国島パークゴルフ場は、村民の健康増進とスポーツ振興を目的として設置されたことに基づき施設の運営を行うこと。
- イ 利用者や地域住民の意見を反映させること。
- ウ 個人情報の保護を徹底すること。
- エ 効率的で効果的な運営を行うこと。
- オ 利用者には公平に接し特定の個人や団体などに、有利あるいは不利になるような取扱いはしないこと。

3 施設の概要

(1) 名称 栗国島パークゴルフ場

(2) 所在地 栗国村字西番屋原1548番地

(3) 施設概要

ア 供用開始 平成24年5月

イ 面積 16,807㎡

ウ 施設内容 パークゴルフ場4コース(36ホール)、
付属施設:管理棟、倉庫、食堂

4 開設時期及び開設時間

(1) 開設時期

- ア 開設時期は通年とし、週2日以内の定休日を設けること。
- イ 天候の状況(荒天、台風、雷等)により一時中止することがある。

(2) 開設時間

開設時間は午前9時から午後6時まで(受付は午後5時まで)。ただし、村長が認めたときはこの限りではない。

5 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)とする。

(予定 村議会の議決により決定)

6 法令等の遵守

粟国島パークゴルフ場の管理にあたっては、本仕様書のほか、次の各項に掲げる法令に基づかなければならない。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)
- (2) 粟国島パークゴルフ場条(平成24年4月19日条例第3号)
- (3) 粟国村個人情報保護条例(平成17年3月14日条例第5号)
- (4) 粟国村情報公開条例(平成17年3月14日条例第4号)
- (5) 粟国村行政手続条例(平成8年9月21日条例第12号)

指定期間中に上記法令に改正があったときは、改正された内容を使用する。

7 指定管理者が行う業務内容

(1) 施設の運営は、利用料金及び村から管理経費をもって運営することを基本とする。

(2) 職員に関すること

ア 施設の管理運営業務を行う主任者を1名配置する。なお、職員採用にあたっては、粟国村内に住所を有する者を優先すること。なお、特別の事情がある際にはその都度協議する。

イ 職員の形態は、施設の管理運営に支障ないよう定めること。

ウ 施設の管理運営に必要な人員は指定管理者において配置する。

芝生の生育管理などを行うため、造園施工技術者など専門的な知識及び技術を要するものを配置する。ただし、自ら配置することが困難なときは、村長の承認を得て業務能力を有するものに委託することが出来る。

エ 作業員及び受付事務員は、清潔な服装を着用し、来客、問い合わせ等に対応する態度及び言動に充分留意するとともに事故防止に努めるものとする。

オ 施設管理作業員の主な業務は次のとおりとする。

- ① 芝の維持管理として、芝刈り・施肥・散水・除草・目土散布等をする。
- ② コース内の樹木・花壇の植栽・剪定及び花壇の草取りを行う。
- ③ 物置の機械器具等の整理整頓と大型東屋の清掃及び使用する機械・工具等の始業点検をし、使用後は整備を行う。
- ④ クローズ後の片付けをする。
- ⑤ その他、施設の維持管理に必要な業務を行う。

カ 受付事務員の主な業務は次のとおりとする。

- ① 管理棟の清掃など維持管理を行う。
- ② 利用者の受付業務を行う。
- ③ 利用料金の徴収及び利用料金の免除事務を行う。
- ④ 利用人員集計表と利用料金集計表を作成し、保管を行う。
- ⑤ その他、受付事務に必要な業務を行う。

(3) 施設及び設備に関すること

ア 特に事情のない限り、施設が正常に利用できる状態を維持する。

イ 施設の建物、工作物及び物品の修理は指定管理者の負担において行うこととする。

ただし、施設の更新及び大規模修繕については、計画書を作成し、村長と協議する。

ウ 施設の維持管理に必要な消耗品、物品の購入及び支払いに関すること。

エ 光熱水費(電気料、上下水道料)及び燃料等支払いに関すること

(4) 利用料金の収受に関すること

(5) 指定期間内の施設使用料は無償とする。

(6) 利用者の安全対策、究明救急対応、個人情報保護等について職員の研修を行い、適切な体制整備を図ること。

(7) 栗国村パークゴルフ協会の事務

8 経理・運営状況及び収支状況報告等

(1) 利用料金の収入等の取り扱い

施設の管理・運営にあたっては、地方自治法第 244 条の2第8項の規定に基づく「利用料金制」を採用する。

また、利用料金以外のサービス及び物販等に係る料金は、別途指定管理者が定め収入とすることが出来る。

(2) 利用料金の減額及び免除

栗国島パークゴルフ場条例第9の規定に定める範囲内で指定管理者が栗国村長の承認を得て決定する。

(3) 運営状況及び収支状況の報告

ア 運営状況報告:施設の運営状況を「栗国島パークゴルフ場運営状況報告書」(別記様式第1号)により、翌月の10日まで報告すること。

イ 収支状況報告書:施設の収支状況を「栗国島パークゴルフ場収支状況報告書」(別記様式第2号)により、事業年度終了後 30 日以内に事業報告添付して村長へ報告すること。

(4) 経理規定

指定管理者は、経理規定を策定し、経理事務を行うこと。

(5) 立入検査

村長は、必要に応じて、施設、物品、各種帳簿当等の現地検査を行うこととする。

9 物品の貸与及び帰属等

(1) 村の所有に属する備品等(別紙1)については、無償で貸与する。ただし、それに係る保険費用並びに修理費用及び更新は指定管理者の負担とする。なお、貸与備品等は村の所有に属するものとする。

10 指定期間満了後の事務引継ぎ

指定管理者は、その指定期間満了において、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の管理運営業務を遂行できるように、引継ぎを行うこととする。

11 事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置として、村長は指定管理者の指定を取り消すこととする。この場合に生じた損害は指定管理者が賠償することとする。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、施設の管理運営業務を遂行できるように、引継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により事業の継続が困難となった場合の措置

災害その他の不可抗力、村及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合、事業継続の可否に協議するものとする。なお、一定期間に協議が整わない場合、指定管理者の協定を解除できるものとする。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、施設の管理運営業務を遂行できるように、引継ぎを行うものとする。

(3) 施設の管理運営上のリスク対応

施設運営上の瑕疵に原因があった事故が発生した場合に対応するため、指定管理者はリスクに応じた保険に加入すること。

12 原状回復

指定管理者は、指定期間の満了、指定が取り消された場合、協定を解除された場合は、村長の指示に基づき、施設を原状に復して引き渡さなければならない。ただし、指定管理者が村長の行った箇所、村長が特に必要であると認める箇所については、この限りでない。

13 その他

本仕様書に記載のない事項については、村長と協議を行うこと。